

## JSG ニュースレター

# 財政部が「COVID-19 感染拡大の影響に伴う納税義務者の納税延期・分納申請に係る税務当局の受理・審査に関する原則」の改正を公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部はこのほどプレスリリースを配信し、6月30日付で「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大の影響に伴う納税義務者の納税延期・分納申請に係る税務当局の受理・審査に関する原則」（中国語：税捐稽徴機關受理納稅義務人因嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則）（以下、「本審査原則」という。）の改正規定を公表することを明らかにしました。感染拡大の影響を受けて納税延期または分納を申請し許可を受けた納税義務者は、再度、延期または分納申請をすることができます。今回の改正内容の主なポイントは、以下のとおりです。

- 重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例（中国語：紓困特別條例）の施行期間が延長されたことに合わせ、本審査原則の適用期間を2022年6月30日まで延長する。
- 重度の特殊感染性肺炎の影響により、経営に困難が生じている産業、事業に対する経済部の負担軽減措置弁法の規定を参照し、短期間のうちに営業収入が急激に減少したとみなす比較基準を改正する。例えば、2020年1月以降の連続2か月の平均営業収入または任意の1か月の営業収入と2019年12月以前の6か月または2018年以降の任意の1年の平均営業収入とを比較

して、15%以上減少している場合、またはその他の営業収入が急激に減少している場合などが含まれる。

- ・ 納税義務者は納税延期または分納の許可を受けた納付すべき税額について、中央感染症対策センター（中国語：中央流行疫情指揮中心）が防疫警戒レベル 3 以上を発令および関連の強制的管理を実施することにより、納付が困難な状況に陥った場合、再度、延期または分納を申請することができる。ただし、税務機関が税務調査徴収法（中国語：税捐稽徴法）第 27 条の規定に基づき、期限内に全納するよう通知書を送付している場合、再度の延期または分納申請をすることができない。

#### 勤業衆信の見解

- ・ **営業収入の急激な減少とみなす比較基準が緩和されたことを受け、まだ申告・納税をしていない営利事業は、手元資金確保のため、申請適用の可否を確認することが望まれます。**改正前の規定は、2020 年 1 月以降の連続 2 か月の平均営業収入と、2019 年 12 月以前の 6 か月または前年同期の平均営業収入を比較し、15%以上減少している場合を適用対象としていましたが、改正後は、2020 年以降の連続 2 か月の月平均または任意の 1 か月の営業収入と 2019 年 12 月以前の 6 か月または 2018 年以降の任意の年の同期間の平均営業収入を比較して、営業収入が 15%以上減少している場合、適用対象となります。
- ・ 税務調査徴収法第 26 条の規定に基づき、規定の納付期間内に税務機関に対し納税延期または分納申請を行わなければなりません。納税者の利便性を考慮し、財政部では、オンライン申告（財政部税務ポータルサイト：<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/>）、郵送、電話およびカウンター手続などの方法で申告・納税を受け付けています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



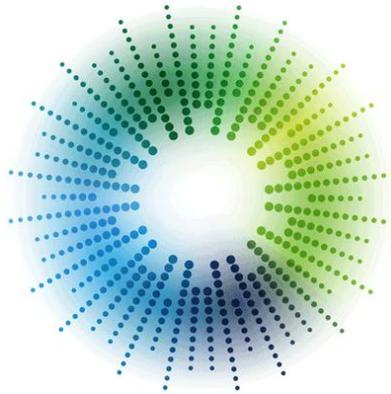
Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有す

る行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業仄信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

# 財政部將修正公布「稅捐稽徵機關受理納稅義務人因嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則」

財政部發布新聞稿表示將於 6 月 30 日發布「稅捐稽徵機關受理納稅義務人因嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響申請延期或分期繳納稅捐審核原則」（下稱本審核原則）修正規定，放寬受疫情影響經核准延期或分期繳納稅捐之納稅義務人，得申請再延期或再分期繳納稅捐。本次修正重點內容如下：

- 配合紓困特別條例施行期間延長，修正本審核原則適用期間至 111 年 6 月 30 日。
- 參酌經濟部對受嚴重特殊傳染性肺炎影響發生營運困難產業事業紓困振興辦法規定，修正營利事業短期間內營業收入驟減之比較基準，包含情形如下：自 109 年 1 月起任連續 2 個月之月平均營業額或任 1 個月之營業額較 108 年 12 月以前 6 個月或 107 年以後之任 1 年同期平均營業額減少達 15%，或其他營業收入驟減情形。
- 納稅義務人對經核准延期或分期繳納之應納稅捐，因中央流行疫情指揮中心宣布疫情警戒至第三級以上及採取相關強制管制措施，致有繳納困難情形者，得申請再延期或再分期繳納稅捐。但經稅捐稽徵機關依稅捐稽徵法第 27 條規定發單通知限期 1 次全部繳清者，不得申請再延期或再分期繳納稅捐。

## 勤業眾信觀點

- 放寬營利事業收入驟減之比較基準，尚未申報納稅的營利事業應檢視可否申請適用，以先保留資金在手頭運用：修正前的規定為自 109 年 1 月起任連續 2 個月，其平均營業額較 108 年 12 月以前 6 個月或前 1 年同期平均營業額減少達 15%，修正後只要 109 年後連續 2 個月之月平均或是任 1 個月營業額較 108 年 12 月以前 6 個月或 107 年以後之任 1 年同期平均營業額減少達 15%。
- 依稅捐稽徵法第 26 條規定，應在規定繳納期間內向稅捐稽徵機關申請延期或分期繳納。為便利民眾申請，財政部已提供網路申辦（透過財政部稅務入口網）、郵寄、電話及臨櫃辦理等方式供民眾選擇運用。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利